

幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるためには、事前に市の認定を受ける必要があります。

無償化の範囲や、無償化の対象となるための認定申請手続きは、利用施設等により異なります。ご利用の施設等にあわせて、手続きの内容をご確認ください。

1 認可保育園，認定こども園，幼稚園（私学助成対象園を除く）を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

保育料

- ・ 3歳児から5歳児まで（小学校就学前まで）の全ての子ども（幼稚園および認定こども園（幼児教育部分）の満3歳児を含む）
- ・ 0歳児から2歳児までの**保育の必要性がある住民税非課税世帯**の子ども

(2) 手続き

保育料を無償とするための手続きは不要です。

ただし、幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する場合は、下記3の手続きが必要です。

2 幼稚園（私学助成対象園）を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

保育料

満3歳児から5歳児まで（小学校就学前まで）の全ての子ども（※上限 25,700 円／月）

(2) 手続き

利用開始までに、「**施設等利用給付認定（1号）**」を受ける手続きが必要です。

3 幼稚園や認定こども園等の預かり保育を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

預かり保育料

- ・ 3～5歳児・・・**保育の必要性がある子ども**（※上限 11,300 円／月）
- ・ 満3歳児・・・**保育の必要性がある住民税非課税世帯**の子ども（※上限 16,300 円／月）

(2) 手続き

利用開始までに、「**施設等利用給付認定（2・3号）**」を受ける手続きが必要です。

4 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

保育料

- ・ 3～5歳児…**保育の必要性がある**子ども（※上限 37,000 円／月）
- ・ 0～2歳児…**保育の必要性がある住民税非課税世帯**の子ども（※上限 42,000 円／月）

※認可保育園、認定こども園、幼稚園（預かり保育を実施していない公立幼稚園を除く）、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料は、無償化の対象になりません。

(2) 手続き

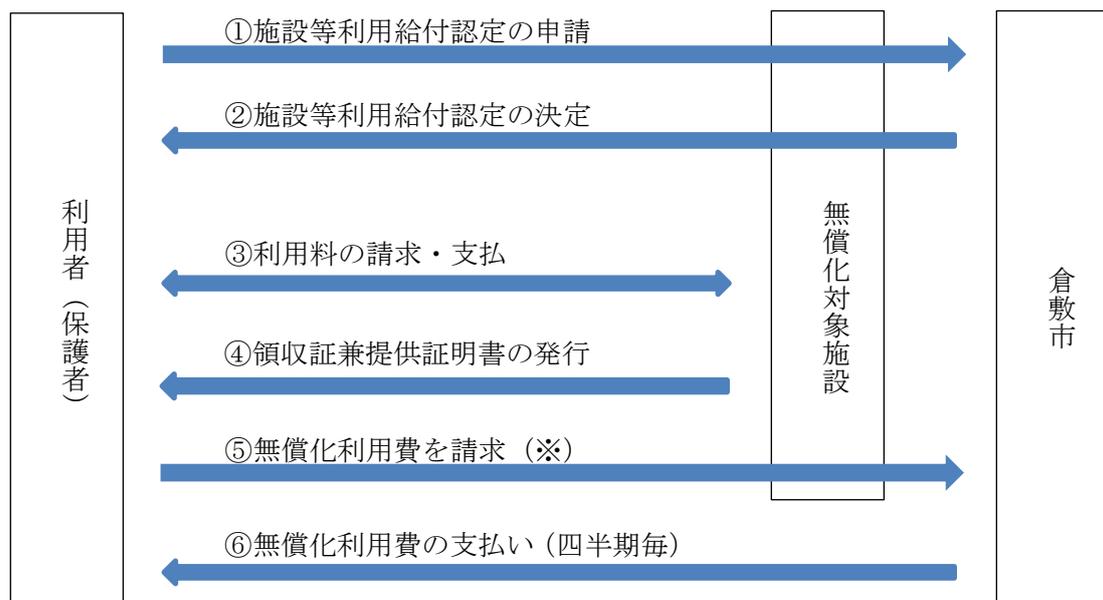
- ア 利用開始までに、「施設等利用給付認定（2・3号）」を受ける手続きが必要です。
- イ 利用施設に利用料をお支払いいただいた後、「償還払い請求」の手続きが必要です。
利用月の翌月10日までに、下記書類を提出してください。

【提出書類】

- ・「施設等利用費請求書（償還払い用）」
- ・「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼証明書」（原本）

※倉敷市内の対象施設については、「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を兼ねた倉敷市様式の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼証明書」の発行をお願いしています。倉敷市以外の対象施設を利用した場合は、「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」が別発行となっている場合がありますので、請求の際は両方提出してください。

※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、「倉敷ファミリー・サポート・センター 援助活動の報告（依頼会員用）」を添付してください。



※施設等利用費の請求の时效は2年です。

5 保育料無償化に必要な申請手続き

「施設等利用給付認定」を受けるために以下の書類の提出が必要です。

「施設等利用給付認定（1号）」の場合

- ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

「施設等利用給付認定（2・3号）」の場合

- ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
- ・「保育の必要性を確認できる書類」（様式は事由により異なります）

（参考）保育の必要性を確認できる書類

1	居宅外で就労されている方	就労証明書（被雇用者用）※証明日が3ヵ月以内のもの
	自営（商業、内職、農業等）の方 会社役員の方	就労申告・証明書（自営・内職・農業等従事者用）、 自営等の確認ができる最新（3ヵ月以内）の資料等の写し （請求書、納品書、領収書、作付面積のわかる書類等）
2	出産前後の方 （出産予定日の8週間（多胎妊娠の 場合は14週間）前の日の属する月 の初日から、出産日後8週間を経過 する日が属する月の末日）	出産・病気・介護（看護）の申立書、 おやこ健康手帳の写し（母氏名と分娩予定日が記載されているページ）
3	保護者が疾病、又は障がいをお持ち の方	出産・病気・介護（看護）の申立書、 家庭で保育することが困難であるとわかる書類 （医師の診断書（3ヵ月以内に発行されたもの）、又は障害者手帳の写し等）
4	保護者が介護・看護をしている方 （保護者の同居している3親等以内 の親族または同居していない1親等 の親族に限ります。）	出産・病気・介護（看護）の申立書、 介護が必要であることがわかる書類 （医師の診断書（3ヵ月以内に発行されたもの）、又は障害者手帳の写し等）
5	災害復旧をしている方	申立書、り災証明書
6	求職活動をしている方	求職活動申立書、求職活動状況報告書 ※求職中での利用給付認定は3ヵ月です。
7	保護者が学校に在学中の方	申立書、在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）、 カリキュラム等授業時間がわかるもの

6 注意事項

- ・保育料以外の諸費用（通園送迎費、行事費等）は無償化対象外です。
- ・保育の必要性がある子どもとは、保護者の就労、疾病等により、日中自宅で保育することができない家庭の子どもをいいます。
- ・0～2歳児の住民税非課税世帯の確認については、4月～8月は前年度分の住民税課税状況、9月～翌年3月は当該年度分の住民税課税状況により判定します。

7 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、産前産後休暇の取得、その他世帯の状況に変更があった際には、「施設等利用給付認定変更届」と下の表に定める「その他必要な書類」を倉敷市保育・幼稚園課、各保健福祉センター福祉課に提出してください。

変更内容	提出書類	
	施設等利用給付認定変更届	その他必要な書類
倉敷市外に転出する	○	※転出先の市町村で、事前に申請が必要です。
倉敷市内で転居した	○	—
世帯構成に変化があった (離婚、婚姻・事実婚、同居家族の増減、単身赴任等)	○	婚姻・事実婚の場合は、新たに子どもの保護者となった方の保育の必要性を確認できる書類 (様式は事由により異なります)
保育の必要性の要件に変更があった	○	保育の必要性を確認できる書類 (様式は事由により異なります)
保育の必要性がなくなった	○	—
認定区分を変更したい (1号認定→2・3号認定)	○	保育の必要性を確認できる書類 (様式は事由により異なります)
認定区分を変更したい (2・3号認定→1号認定)	○	—
住民税非課税世帯ではなくなった (0～2歳児のみ)	○	—
その他世帯の状況に変更があった	○	—

8 施設等利用給付認定開始後の確認事項（現況確認について）

施設等利用給付認定（2・3号）を受ける方は、毎年度保育を必要とする事由の確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と「保育の必要性を確認できる書類」の提出が必要です。詳細は、倉敷市からお知らせ予定です。

提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなります。

9 お問い合わせ先

市役所担当窓口	電話番号
保育・幼稚園課	086-426-3311
水島保健福祉センター福祉課	086-446-1114
児島保健福祉センター福祉課	086-473-1119
玉島保健福祉センター福祉課	086-522-8118
玉島保健福祉センター真備保健福祉課	086-698-5113